

鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する規則

鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用）</p> <p>第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3の2まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条及び第16条の2の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。</p> <p>2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額は、毎年度、<u>条例第24条の11第1項の入居者の収入の額に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額（入居者の収入の額が令第6条第2項に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の金額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出する。）とする。</u>この場合において、<u>同条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、0.5以上1.3以下で知事が別に定める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときの家賃の額は、条例第24条の11第1項の近傍同種の住宅の家賃の額とする。</u></p> <p>（1）<u>入居者の収入の額が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。</u></p> <p>（2）<u>入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者が条例第22条第1項の規定による請求に応じないとき。</u></p>	<p>（特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の<u>使用に対する準用</u>）</p> <p>第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条及び第16条の2の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。</p> <p>2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額については、<u>鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第5条の2の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同条第1項中「第8条」とあるのは「県営住宅条例第24条の11第2項」と、同条第3項中「規則で定める」とあるのは「0.5以上1.3以下で知事が別に定める」と読み替えるものとする。</u></p>

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

3 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第6条第2項の決定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査</p> <p>(2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 略</p> <p>16～22 略</p>	<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第6条第2項の決定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査<u>（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査<u>（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>16～22 略</p>